

iDeCoの加入可能年齢の引き上げ

改正の概要

現在、iDeCoに加入するためには、国民年金被保険者であって、かつ、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していないという要件があるが、公的年金への保険料を納めつつ、上乗せとしての私的年金に加入してきた者が、60歳から70歳にかけて老後の資産形成を継続できるようにするため、現在の要件に加え、国民年金被保険者以外の者であっても、60歳以上70歳未満のiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、以下の要件を満たす者にiDeCoの加入・継続拠出を認める。

①iDeCo加入者

②iDeCo運用指図者

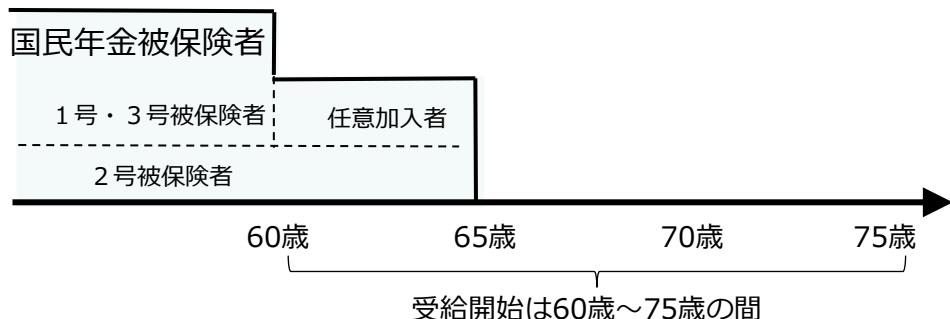
③企業年金からiDeCoに資産を移換する者

- 上記の①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者

なお、経過措置として、施行日から3年を経過する日までの間は、上記①～③に該当しない60歳以上70歳未満の者であってもiDeCoの加入が可能

■現状

- 国民年金被保険者
- 老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者



■iDeCoの加入可能年齢の引き上げ対象者（拠出限度額：原則6.2万円※1）

- ①iDeCo加入者
 - ②iDeCo運用指図者
 - ③企業年金からiDeCoに資産を移換する者
- 施行日から3年を経過する日までは、左記に該当しない者もiDeCoの加入が可能
- 上記の①～③いずれかに該当する国民年金被保険者以外の者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者（※2）（※3）、マッチング拠出を実施していない者



※1 企業年金等がある者は、企業年金等と合計して6.2万円が上限

※2 老齢基礎年金を繰り下げて老齢厚生年金を受給する者は加入可能

※3 施行日までに老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給した場合は加入不可